

市会議第 8 号

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する条例案の制定について

1 趣旨

旅館業法の規定する簡易宿所事業の住環境と調和した適正な運営のために、新たな規制を提案するものである。

2 条例改正の概要（主なもの）

次のとおり、条文中の規定を定める。

(1) 営業者等の責務（第 5 条）

第 5 条第 3 項に営業者等の責務を補強した。

現行	改正案
3 営業者等は、地域活動（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第 2 条第 2 号に規定する地域活動をいう。）に積極的に参加すること等により、地域住民との間の信頼関係の構築に努めなければならない。	3 営業者等は、旅館業の実施に当たっては、周辺地域の環境との調和に配慮し、住民の生活環境を脅かさないよう努めるとともに、地域活動（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第 2 条第 2 号に規定する地域活動をいう。）に積極的に参加すること等により、地域住民との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

(2) 市民の責務（第 7 条）

第 7 条を削除する。

現行	改正案
第 7 条 市民は、基本理念にのっとり、旅館業を利用する宿泊者をあたたかく迎えるための本市の施策に協力するよう努めなければならない。 2 市民は、基本理念にのっとり、適正に運営されていない旅館業を是認し、又は助長することのないよう配慮するとともに、旅館業の適正な運営の確保に関し本市の施策に協力するよう努めなければならない。	削除

(3) 小規模宿泊施設の構造設備の基準の特例（第 10 条）

第 10 条を削除する。

現行	改正案
第 10 条 小規模宿泊施設において簡易宿所営業を営むときは、前条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項において準用する第 8 条第 2 号の規定にかかわらず、前条第 1 項第 2 号に規定する玄関帳場を当該小規模宿泊施設の外部に設けることができる。 この場合において、当該小規模宿泊施設及び当該小規模宿泊施設の外部に設ける玄関帳場（以下「施設外玄関帳場」という。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 当該小規模宿泊施設の出入口は、鍵を掛けることができるものであること。 (2) 当該小規模宿泊施設は、宿泊者が管理者（第 18 条第 7 項に規定する体制の責任者をいう。以下同じ。）と連絡を取ることができる電話機その他の機器を有すること。 (3) 当該施設外玄関帳場は、当該小規模宿泊施設への人の出入りの状況を確認することができる設備を有すること。 (4) 当該施設外玄関帳場は、当該小規模宿泊施設におおむね 10 分以内に到着することができる場所に設けること。 2 前条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、小規模宿泊施設であり、かつ、京町家（京都市京町家の保全及び継承に関する条例第 2 条第 1 号に規定する京町家をいう。）である施設（以下この項において「京町家施設」という。）が、次の各号のいずれにも該当するときは、玄関帳場を設けることを要しない。 (1) 当該京町家施設への人の出入りの状況を確認することができる措置が講じ	削除

られていること。 (2) 当該京町家施設におおむね１０分以内に到着することができる場所に営業者又は使用人等の駐在する場所が設けられていること。	
---	--

(4) 下宿営業の施設の構造設備の基準、構造設備の基準の緩和等（第１１条）
条項ずれによる規定整理

(5) 衛生に必要な措置の基準（第１５条）

第１５条第１３号の施設外玄関帳場に関する規定を削除し、施設内玄関帳場の設置と管理者常駐を定める。

現行	改正案
(13) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる場所に、人を宿泊させる間駐在し、又は使用人等を駐在させること。 ア 第１０条第１項の規定により施設外玄関帳場を設ける場合及び同条第２項の規定により玄関帳場を設けない場合 施設におおむね１０分以内に到着することができる場所 イ アに掲げる場合以外の場合 施設の内部	(13) 施設の内部に人を宿泊させる間駐在し、又は使用人等を駐在させること。

(6) 事前の標識の設置及び説明等（第１６条）

第１６条第４項の説明会の開催等への事業者責任を努力義務から義務に強化する。

現行	改正案
４ 申請者は、申請をしようとする施設が存する地域の住民組織（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第２条第３号に規定する地域自治を担う住民組織をいう。）を構成する団体として同号イに規定する団体又は周辺住民若しくは近隣住民から、当該申請をしようとする施設において営もうとする旅館業について説明会の開催又は個別の説明をするよう求めがあったときは、当該求めに真摯に応じるよう努めなければならない。	４ 申請者は、申請をしようとする施設が存する地域の住民組織（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第２条第３号に規定する地域自治を担う住民組織をいう。）を構成する団体として同号イに規定する団体又は周辺住民若しくは近隣住民から、当該申請をしようとする施設において営もうとする旅館業について説明会の開催又は個別の説明をするよう求めがあったときは、当該求めに応じなければならない。

(7) 申請の際に行う報告等（第 17 条）

第 17 条第 2 項第 7 号を追加する。

現行	改正案
	(7) 近隣住民が、当該届出をしようとする住宅において簡易宿泊事業を営むことに反対する意思がないことを証する書類として別に定めるもの

(8) 旅館業の適正な実施（第 18 条）

第 18 条第 4 項、第 8 項、第 9 項の施設外玄関帳場に関する事項の規定整備。

現行	改正案
4 営業者は、施設の内部又は施設外玄関帳場において、面接の方法（玄関帳場代替設備を設置している場合にあっては、面接と同等の方法として市長が認める方法）により、宿泊者の本人確認及び人数確認並びに適切な鍵の受渡し（客室の出入口が鍵を掛けることができるものである場合に限る。）をしなければならない。 8 営業者は、施設の外部から見やすい場所に、営業者の氏名（法人にあっては、名称）、管理者の連絡先（第 15 条第 13 号イの規定により、施設の内部に営業者が駐在し、又は使用人等を駐在させる場合を除く。）、施設の名称、営業の種別及び施設外玄関帳場の所在地（施設外玄関帳場を設置した場合に限る。）を記載した標識を掲げなければならない。 9 営業者は、施設外玄関帳場を設けるときは、当該施設外玄関帳場の外部から見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。 (1) 当該施設外玄関帳場を第 10 条第 1 項の規定により設ける施設外玄関帳場とする施設の名称 (2) 施設外玄関帳場である旨	4 営業者は、施設の内部において、面接の方法により、宿泊者の本人確認及び人数確認並びに適切な鍵の受渡しをしなければならない。 8 営業者は、施設の外部から見やすい場所に、営業者の氏名（法人にあっては、名称）、管理者の連絡先、施設の名称及び営業の種別を記載した標識を掲げなければならない。 削除

(9) 公表（第 23 条）

条項ずれによる規定整理

(10) 過料（第 26 条）

条項ずれによる規定整理

(11) 施行期日

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(12) 経過措置

この条例の施行の際現に旅館業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けている者が営む当該許可に係る簡易宿所のうち、この条例による改正後の京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の規定に適合しないものについては、令和 12 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。